

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

消費税の帳簿記載内容

Q: 平成9年4月1日から、消費税の仕入税額控除を受けるためには、帳簿及び請求書等の保存が要件となっているようですが、帳簿への記載内容等について教えてください。

A: 国税庁は、先日「仕入税額控除の要件における帳簿の記載内容」についての見解を明らかにしました。

それによると、まず「簡易課税制度を選択適用する場合には、みなし仕入率により仕入控除税額を計算するため、帳簿及び請求書等の保存の規定は適用されない」としています。

次に具体的な記載方法について、課税仕入に係る請求書等を保存している場合であっても、消費税法上記載が求められている(1)課税仕入れの相手方の氏名・名称、(2)課税仕入れを行った年月日、(3)課税仕入れに係る資産又は役務の内容、(4)課税仕入れに係る対価の額、が記載要件になっていますが、この点について、「請求書等に記載されている個々の商品等について、詳細にそのまま記載することまでは求めている」としています。

例えば、青果店であれば、野菜、果物、青果等その総称によって記載すればよいこととしています。ただし、ビールとビール券のように、課税品目と非課税品目がある場合には、区分して記載しなければなりません。

相手方の氏名・名称は正式名称でなくても、特定できればよく、取引金額も合計金額でよいとされています。

